

令和 8 年 度

前 期 監 査 報 告 書

令和 8 年 9 月 3 0 日

豊 田 市 監 査 委 員

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果について、
同条第9項の規定による報告は次のとおりです。

令和8年9月30日

豊田市監査委員

松 永 浩 行

向 山 和 秀

山 田 主 成

羽根田 利 明

目 次

第 1	部局監査	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2	総括意見	・ ・ ・ ・ ・	3
第 3	部局別監査結果	・ ・ ・ ・ ・	6
1	福祉部	・ ・ ・ ・ ・	6
2	産業部	・ ・ ・ ・ ・	1 1
3	上下水道局	・ ・ ・ ・ ・	1 3
4	農業委員会事務局	・ ・ ・ ・ ・	1 5
別記	部局監査資料目録	・ ・ ・ ・ ・	1 6

第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の対象

部 局		監査対象期間
福祉部	地域包括ケア企画課 やすらぎ福祉総務課 よりそい支援課 生活福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
産業部	産業振興課 産業用地整備課 産業人材活躍課 次世代産業課 農政企画課 農業振興課 農地整備課 森林課	
上下水道局	(上下水)総務課 経営管理課 (上下水)企画課 料金課 水道整備課 水道維持課 上水運用センター 下水道施設課 下水道建設課	
農業委員会事務局		

2 監査の実施期間

令和 8 年 5 月 11 日から 9 月 8 日まで

3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、関係書類(別記)の提出を求め、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、事務の執行状況を実地で確認するとともに関係職員から聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、令和 6 年度から引き続き「委託業務」を重点監査項目に定め確認した。特に、仕様書で定める提出書類の受領、内容確認及び保存の状況並びに個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記事項に基づく手続の実施状況を確認した。

(1) 財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

① 事業管理

② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗について、重点目標も含め、聴き取りを行った。

4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、是正を要する事項【指摘】4 2 件及び改善を求める事項【意見】5 件が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。具体的な指摘事項等は、第3 部局別監査結果に記載する。

第２ 総括意見

今回監査を実施した福祉部、産業部、上下水道局及び農業委員会事務局においては、それぞれの行政分野における重要課題に取り組むとともに、限られた人員や財源の中で、多様化・複雑化する行政需要に適切に対応しながら、市民サービスの向上に努めている。

一方で、行政を取り巻く環境はますます複雑化しており、適正な事務執行と効率的な行政運営を両立させていくことがこれまで以上に求められている。本監査が、各部局における事務改善のみならず、組織全体の業務の在り方を見直す契機となることを期待し、以下、総括的な意見を述べる。

１ 部局別の特徴及び所見

（１）福祉部

福祉部においては、指摘２８件、意見１件が認められた。指摘の大半は重点監査項目である委託業務に関するものであり、特に個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備が多数確認された。個人情報の受渡し、複製、消去及び受託者からの報告徴取等の一連の手続において、複数の所属で同様の不備が認められたことから、各事務処理段階における確認体制の強化が求められる。

また、契約事務及び収入事務に係る不備も確認された。これらの不備には、委託の実態と現行の規則との整合性に課題がうかがわれるもののほか、関係法令等の理解不足に起因すると考えられるものも見受けられた。知識の習得及び理解の向上に向け、ＯＪＴ（職場での教育訓練）等を通じた人材育成の充実が必要と考えられる。

（２）産業部

産業部においては、指摘９件、意見１件が認められた。委託業務における個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備並びに成果品の受領及び履行確認に係る不備に加え、指定管理者制度の運用に係る不備が確認された。

特に、指定管理業務においては、物価変動に係る指定管理料の精算ルールの運用について、適切な対応がなされていなかった。制度に対する理解を深めるとともに、状況変化に応じた適正な事務執行に必要な知識及びノウハウを共有し、継承することが重要である。

また、委託業務では仕様書で求めた成果品等の確認が十分でない事例も見受けられたことから、契約の履行確認について一層の徹底を図られたい。

（３）上下水道局

上下水道局においては、指摘４件、意見３件が認められた。委託業務における個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備とともに、履行確認を行ったことを示す証跡が保存されていない事例が確認された。履行確認の実施はもとより、証跡の適切な保存を徹底し、適正な事務執行が行われていることを客観的に確認できる管理体制の充実が求められる。あわせて、仕様書については、実際の業務内容や履行確認の方法に照らし、その内容が適切か検証するとともに、過剰な条件が付されていないか点検されたい。

また、金券類保管庫の鍵の管理方法についても意見を付したところである。金券類は、不適正な取扱いが生じた場合、市政に対する市民の信頼を損なうおそれがあるため、厳正

な管理を徹底されたい。

(4) 農業委員会事務局

農業委員会事務局においては、指摘1件が認められた。内容は、委託業務における個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る特記事項の遵守状況報告が徴取されていなかったものであり、他部局でも共通して認められた事案であった。個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備は情報漏えい等のリスクにつながるものであり、組織規模にかかわらず、ルールに基づく手続を確実に実施するとともに、履行状況を確認する意識の徹底を図られたい。

2 監査結果から見た傾向と課題

今回の監査では、委託業務における個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備並びに履行確認に係る不備が複数の部局で確認された。

指摘及び意見として整理した47件のうち31件は委託業務における個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る不備である。このうち14件は、令和6年度に発生した委託先事業者による大規模な個人情報漏えい事案を受けて改正された特記に新たに定められた受託者からの遵守状況報告に関するものであった。個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備が複数確認されたことについては、令和7年度後期監査においても同様に指摘したところである。大規模な個人情報漏えい事案を受けて整備された新たなルールが実際の事務処理に十分定着しているとは言い難く、運用面での課題が引き続き認められた。

委託業務の履行確認に関する不備については、仕様書で提出等を求めた書類が確認できない事例や、履行確認を行ったことを示す証跡が保存されていない事例が見受けられた。契約締結までの事務は組織的に確認されている一方、契約開始後の履行については担当者個人による確認に依存する場面も多く、履行状況に係る確認体制の強化が必要と考えられる。また、仕様書に定めた事項が実際の履行確認において十分に確認されていない事例からは、そもそも仕様書が業務実態に即した内容となっているか、客観的に確認可能な内容となっているかなど、仕様書自体の妥当性を検証する体制にも課題が認められる。

さらに、一部の収入事務において、納入金額等の決定行為である調定の額や年度間の繰越処理に係る不備が見受けられた。指定管理業務においても、物価変動に係る指定管理料の精算ルールの運用に関する不備が見受けられた。これらの事案は、事務執行に必要な知識及び制度理解の向上や、物価高騰等の状況変化に応じた適切な対応に課題があることを示している。

3 今後に向けて

今回の監査においては、特に個人情報の取扱い及び情報セキュリティに係る手続の不備が多く見受けられたが、これは、制度改正や運用変更の内容を各所属における日常の事務処理に定着させ、実効性を確保していくことが内部統制上の重要な課題であることを示すものであった。

制度改正や運用変更があった場合には、実際の事務手順の中で必要な確認、記録及び報告が確実に行われる仕組みを整えることが重要である。各部局長においては、今回の監査

結果を事務執行体制の見直しの契機として活用されたい。

また、ルール所管課においては、制度の周知にとどまらず、定められた手続が各所属において確実に運用されているか、管理監督者による確認が機能しているか、制度そのものが事務処理の実態に即しているかを継続的に検証されたい。現行のルールと実務との間に乖離がある場合には、ルールが求める手続の必要性和実務の実態を踏まえて、必要に応じて見直しに努められたい。制度や手続の実効性を確保するためには、各部局による主体的な定着の取組と、ルール所管課による継続的な検証及び見直しの両輪が必要である。

実際に、監査過程における助言を参考に、個人情報取扱いに関する研修を実施している部局も見られる。また、新しいシステムを導入する際の定着支援としてシステム導入課が、各所属に赴き、フォローアップする取組も見られる。これらの取組は、新しい制度や手続を各所属の事務処理に定着させる上で参考となるものであり、同様の視点や手法を各分野の業務改善にも積極的に活用されたい。

監査結果は、将来のリスクを未然に防止するための機会でもある。監査対象部局においては、今回の監査結果を真摯に受け止め、個別事案の改善にとどまることなく、制度や手続の理解と定着を図りながら、適正な事務執行が組織的かつ継続的に確保されるよう取り組まれたい。また、今回の監査の対象としていない部局を含め、全ての職員がこの報告書を熟読し、当事者意識をもって自己点検を行うことで、同様の不備の再発防止と事務品質の向上が図られ、市民から一層信頼される行政運営が推進されることを望む。

第3 部局別監査結果

1 福祉部

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約は、予算の定めるところに従い行わなければならないとされているが、令和7年度予算に基づく契約について、令和6年度中の日付で契約締結していた。	高齢福祉課	豊田市認知症 伴走型支援事業委託（特別 養護老人ホーム） ほか2件
2		【指摘】 委託契約事務の手引において、委託業務従事者に資格が必要とされる場合は、資格証の写し等を必要に応じて提出させることとされているが、提出されていなかった。	障がい福祉課	短期入所時の 福祉事業所等 への送迎業務 委託
3		【指摘】 委託業務仕様書において、令和5年4月1日から豊田市個人情報保護法施行条例が施行されているにもかかわらず、準拠法令として既に廃止された豊田市個人情報保護条例が記載されていた。	よりそい 支援課	豊田市地域福祉支援システム運用支援業務委託 ほか1件
4		【指摘】 個人情報を取り扱う事務の委託基準において、契約書に個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	地域包括 ケア企画 課	豊田市立乙ケ 林診療所警備 業務委託
5			やすらぎ 福祉総務 課	地区戦没者追 悼式記録映像 及び遺族会員 インタビュー 業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
6	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要綱第45条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、情報システムの保守等を外部に委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	地域包括 ケア企画 課	X線写真デジタル画像化システム保守点検業務委託
7		【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記第3条第1項及び第4条第1項において、作業従事者及び作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。		豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画図書等策定業務委託
8		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	よりそい 支援課	孤独・孤立対策つながり創出業務委託
9			高齢福祉 課	豊田市福祉電話事業委託 ほか3件
10		【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第7条第1項等において、受託者は個人情報等の提供を受けたときは、個人情報・重要情報預かり証を提出することとされているが、提出されていなかった。	介護保険 課	外国人介護人材日本語学習支援業務委託
11			よりそい 支援課	民生委員担当区域データ修正業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
12	【重点】 委託業務	【意見】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第7条第2項において、個人情報等の受渡しが規定され、受渡しの都度、個人情報・重要情報預かり証の提出が必要とされているが、年1回のみの提出であった。 個人情報等の受渡しの都度、提出を求めることが困難な場合は、受託者による個人情報等の取扱いを把握する目的のため、管理台帳の作成やシステム上の管理をされたい。	高齢福祉課	豊田市高齢者等配食サービス事業委託（下山地区）ほか1件
13		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第10条において、個人情報等の複製又は複写をするときは、個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書により承認を受けることとされているが、提出されていなかった。	介護保険課	介護給付適正化のための実態調査業務委託
14			よりそい支援課	民生委員担当区域データ修正業務委託ほか2件
15				豊田市成年後見支援センター運営業務委託ほか1件
16		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第14条第2項、第4項等において、個人情報等（複製又は複写したものを含む。）を消去するときは、個人情報・重要情報消去（廃棄）承認申請書により事前に申請し、消去したときは、個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書により報告しなければならないとされているが、いずれもされていなかった。	高齢福祉課	豊田市高齢者等配食サービス事業委託（稲武地区）ほか1件

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
17	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第13条第1項等において、報告の徴取が規定され、受託者は特記事項の遵守状況等について報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	地域包括 ケア企画 課	電子カルテシ ステムサポー ト業務委託
18			やすらぎ 福祉総務 課	古瀬間聖苑予 約システム改 修委託 ほか1件
19			よりそい 支援課	孤独・孤立対 策つながり創 出業務委託 ほか2件
20			障がい福 祉課	豊田市障がい 福祉サービス 事業所加算届 出等審査業務 委託 ほか1件
21			高齢福祉 課	地域包括支援 センターシス テム運用保守 業務委託 ほか
22			介護保険 課	豊田市外国人 材介護支援業 務委託 ほか4件
23		【指摘】 豊田市契約規則第37条の3において、委託業務届出書を提出することとされているが、委託業務仕様書でその提出を省略する規定を設けていた。		介護保険認定 調査委託
24		【指摘】 委託業務仕様書において、事業開始に当たり、担当講師・受講予定者名簿を報告することとされているが、報告されていなかった。	障がい福 祉課	豊田市意思疎 通支援者養成 講座業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
25	【重点】 委託業務	【指摘】 委託契約事務の手引において、完了届は工期内に提出することとされているが、工期を過ぎてから提出されていた。	障がい福祉課	豊田市障がい者作品展開催業務委託
26	収入事務	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第43条第1項及び第2項において、過年度分の収入未済額は4月1日に繰り越すこととされているが、現年度分と合わせて6月1日に行われていた。	生活福祉課	生活保護費返還金
27		【指摘】 豊田市予算決算会計規則第35条において、調定決定書における調定額は納入すべき金額とされているが、受領金額分となっていた。		
28		【指摘】 豊田市予算決算会計規則第43条第1項において、収入未済額があるときは、その金額を翌年度の歳入に繰り越すこととされているが、繰越額と前年度決算における収入未済額が異なっていた。		
29	物品の管理	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第13条第1項において、報告の徴取が規定され、受注者は特記事項の遵守状況等について報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	高齢福祉課	かえるメールとよたシステム賃貸借

2 産業部

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第12条第1項等において、報告の徴取が規定され、受託者は特記事項の遵守状況等について報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	産業振興課	ホームページ「とよた産業ナビ」保守管理業務委託ほか4件
2			農政企画課	ジビエ普及啓発推進事業業務委託
3			農業振興課	令和7年度有害鳥獣駆除等業務委託（豊田）ほか1件
4			森林課	豊田市森づくり基盤情報更新業務委託ほか1件
5		【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記において、個人情報の受渡しがあるにもかかわらず、個人情報等の受渡しのに係る条項及び返却等に係る条項が記載されていなかった。	農業振興課	カモシカ捕獲業務委託ほか3件
6		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は作業終了後遅滞なく報告書2部・日報2部を提出し検査を受けなければならないとされているが、日報2部が提出されていなかった。		豊田市農ライフ創生センター機械警備業務委託
7		【指摘】 委託契約事務の手引において、完了届は工期内に提出することとされているが、工期を過ぎてから提出されていた。	産業人材活躍課	豊田市内中小企業魅力発信に関する広報啓発媒体作成業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
8	【重点】 委託業務	【指摘】 物価変動リスク分担細則において、電気及びプロパンガスの料金を特定経費とし、特定経費年度協定額の算出方法及びリスク分担方法を規定している。年度協定書において、特定経費年度協定額が細則とは異なる方法で算定されていた。 また、指定管理者から提出された剰余金精算報告書において、物価変動リスク調整対象経費が、細則で定める方法とは異なる方法により算定されていた。	産業人材 活躍課	豊田高等職業 訓練校の管理 運営等に関する 指定管理業務
9		【指摘】 基本協定書に添付された物価変動リスク分担細則において、特定経費年度協定額の算定に係るプロパンガスの調達単価・年間計画使用量の単位が誤っていた。		
10	物品の管理	【意見】 物品購入事務において、同一施設内に設置する類似の複数の備品を分割して同時期に発注しているが、全て同一業者と契約していた。 一体的に発注可能な案件と見受けられるため、予定価格に応じて契約手続が定められている趣旨を踏まえ、適正な発注に努められたい。	産業振興 課	ベビーシート ほか5件

3 上下水道局

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第7条第2項及び第16条第4項において、個人情報・重要情報預かり証及び個人情報・重要情報消去（廃棄）報告書の提出が規定されている。提出された預かり証に記載された情報の名称及び範囲が、消去（廃棄）報告書に記載された内容と異なっていた。	水道維持課	豊田市水道地図情報システム運用委託
2		【意見】 個人情報・重要情報の預かり証及び消去（廃棄）承認申請書において、委託契約期間を大幅に超過した預かり予定期間及び消去日が記載され、承認していた。 委託契約期間満了後においても、個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記に基づき、預けた個人情報等が消去・返却されるまでの期間、適正に管理されたい。	料金課	口座振替データ分割・統合委託
3		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第13条第1項等において、報告の徴取が規定され、受託者は特記事項の遵守状況等について報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	（上下水）総務課	「水道・下水道ポスターコンクール」入賞作品展示会場設営委託ほか2件
4			下水道建設課	豊田市公共下水道接続促進業務委託ほか1件
5			水道維持課	原山水管橋ほか草刈等委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
6	【重点】 委託業務	【意見】 委託業務仕様書に定められた事項において、履行確認を完了写真や書面等を用いて行った証跡が見受けられなかった。 仕様書に基づいた適正な契約履行を確認したことが分かるよう、証跡を残されたい。	上水運用 センター	豊田配水場ほか 草刈等委託 ほか3件
7	その他	【意見】 切手等金券類保管庫の鍵管理において、勤務時間外も勤務時間内と同様に無施錠の場所に保管されていた。 勤務時間外においては施錠可能な場所に保管するなど、不適正な利用を未然に防止するための措置を講じられたい。	(上下 水) 総務 課	切手等金券類

4 農業委員会事務局

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第13条第1項等において、報告の徴取が規定され、受託者は特記事項の遵守状況等について報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	農業委員会事務局	会議録作成業務委託 ほか1件

別記 部局監査資料目録

- 1 令和7年度 組織及び決算額（歳出）説明資料
- 2 令和7年度 決算確認書
- 3 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 4 補助金等の交付に関する調書
- 5 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 7 備品現在高調書
- 8 その他財務事務の執行に係る関係書類
 - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
 - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
 - （3）契約書など委託業務関係
 - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
 - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 9 その他必要な資料